

諮問番号：令和6年（情）諮問第3号

事件名：防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関する文書の
不開示決定（不存在）に関する件

諮問日：令和6年10月16日

答申番号：答申（情）第81号

答申日：令和6年12月20日

答申書

第1 審査会の結論

防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て（以下「本件請求文書」という。）に対する開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、取り消すとともに、本件開示請求に係る対象文書を早急に特定し、改めて開示決定等すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第3条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和6年6月26日付け60普第134号により行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

念のため、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求に対する不開示決定

審査請求人は、令和6年5月22日付けで本件開示請求を行った。処分庁は、本件開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、保有していないことを理由として、同年6月26日付けで不開示決定を行った。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、同年7月14日付けで、上記不開示決定を不服として審査請求を提起した。

2 本件請求文書について

本件審査請求を受けた審査庁が本件請求文書を再度探索したところ、本件請求文書に該当する複数の行政文書を発見した。処分庁において発見した行政文書を対象として改めて処分するか、原処分を維持して審査請求の手續を継続するかについて意向を確認したところ、審査請求人が審査請求の手續を継続する意向を示したことなどから、処分を改めて行うこととはせず諮問することとした。本件請求文書に該当する文書の探索は引き続き実施している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月16日 諮問書の収受
- ② 同年11月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求については、本件請求文書を作成等しておらず、保有していないとして、本件不開示決定を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、以下、本件不開示決定の可否を検討することとする。

- 2 諮問庁は、諮問書において、本件審査請求を受けて審査庁が本件請求文書を再度探索したところ、本件請求文書に該当する複数の行政文書を発見したとし、対象文書の探索を引き続き実施しているとしており、この説明に不自然なところはなく、処分庁においては、該当する行政文書を保有しているものと認められる。

したがって、本件請求文書を保有していないとしてなされた本件不開示決定は、その前提を欠くものとなったことが明らかであるから、処分庁においては、速やかにこれを取り消すとともに、対象文書を特定して改めて開示決定等すべきことは明らかである。

以上のことから、本件請求文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、取り消すとともに、本件開示請求に係る対象文書を早急に特定し、改めて開示決定等すべきであると判断した。

ところで、当審査会の情報公開制度における所掌事項は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、諮問を受けて調査審議し、その妥当性について答申することであり、当該手續において対象文書を特定しその開示・不開示自体の判断を行うことはできない。このことから、本件諮問事

件について当審査会が審議を継続することは、新たな開示決定等をいたずらに遅らせることとなり、審査請求人の利益にもならないと考えられる。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成28年会計検査院情報公開・個人情報保護審査会要領第1号）第12条によれば、当審査会は、諮問を受けたときは原則として諮問庁に対して意見書の提出を求めることとされているが、本件諮問事件においては、上記のとおり、本件不開示決定がその前提を欠き取り消すべきものであることが明らかであること、また、速やかな調査審議が審査請求人の利益にかなうと考えられることから、その必要がないと認め、意見書の提出を求めずに調査審議を行ったものである。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子